

# 行財政プランの体系

基本指針	基本計画	基本計画の内容
1 積極的な財源の確保	(1) 公平性の確保	市税等の適正かつ公平な課税の徹底、収納率の向上と未収金等対策の強化。
	(2) 使用料・手数料等の適正化	受益と負担の適正化の徹底。
	(3) 収益事業収入の確保	特別競争の招致や事業経費の削減など収益事業収入の確保に努める。
	(4) 新たな財源の確保	ネット競売や土地貸付、企業広告掲載の活用など新たな財源確保策に取り組む。
2 事務事業の抜本的な見直し	(1) 事務事業の総点検による事業の見直し	所期の目的達成の検証による事務事業の見直しや「選択と集中」による事務事業の効率化を図る。
	(2) 政策的・投資的事業などの取り組み方針	中期的な財政収支見直しによる総枠の縮減とサンセット方式の導入。
3 効率的・効果的な行財政運営	(1) 民間活力の活用	「新しい公共」やPPPの取り組みの検討など市民の参画と協働の仕組みづくりを検討する。
	(2) 第三セクター等の抜本的な改革	特別会計や第三セクターの抜本的な改革を推進する。
	(3) 地方公営企業等の経営健全化	公営企業について中期的な視点に立った自主独立経営の推進。
	(4) 公共施設マネジメントの推進	市内全体のサービスの均衡や地域の特性、将来的なコスト等から公共施設の有効活用や統廃合、適正配置を検討する。
4 人事行政	(1) 人材の育成	職務能力の向上や意識改革などを図り、多種多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材の育成に努める。
	(2) 組織と定員の管理	市民ニーズに柔軟・迅速に対応できる組織づくりと適正配置による組織の活性化を図る。
	(3) 人件費の適正化	国や他の地方公共団体、民間企業との均衡を図るとともに、今日的な給与制度の正化に取り組む。
5 財政指標の目標設定	(1) 財政健全化法の指標	計画期間内の地方財政健全化法の指標の目標設定
	(2) その他の財政指標	経常収支比率、財政基金残高などの目標設定